平成２１年（フ）第１６４号
沖縄県那覇市字小禄1364番地　たからアパート203
債務者　天川　　哲
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３０号
沖縄県名護市大北３丁目16番１－２－101号大北団地
債務者　比嘉　昌美
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第１１２号
長野県上田市大屋120番地８　ベルメゾン丸山Ｂ棟305号、前住所長野県上田市蒼久保775番地９
債務者　川崎　賢吾
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１１３号
長野県上田市大屋120番地８　ベルメゾン丸山Ｂ棟305号、前住所長野県上田市蒼久保775番地９
債務者　川崎　公江
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１１４号
長野県上田市大屋120番地８　ベルメゾン丸山Ｂ棟305号、前住所長野県上田市蒼久保775番地９
債務者　川崎　常男
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２０年（フ）第５７９号
兵庫県明石市鳥羽1285－１第２三幸荘、住民票上の住所兵庫県明石市大久保町大窪434－１　コンフォール佳峰４－Ｊ号
債務者　富岡マリ子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第６０号
神戸市西区学園西町５丁目１番地506－305号、旧住所神戸市西区学園西町７丁目１番地736－402号
債務者　蘆田麻衣子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１８０号
兵庫県明石市西明石町２丁目10－６－303
債務者　山口　哲也
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２０２号
兵庫県明石市東藤江１丁目９－28　藤谷荘
債務者　岩下　藤雄
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２０３号
兵庫県明石市東藤江１丁目９－28　藤谷荘
債務者　岩下　佳子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２０５号
兵庫県明石市東藤江１丁目13－17
債務者　足立　理恵
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２１５号
神戸市西区伊川谷町有瀬14－18　鎌田方、住民票上の住所神戸市西区大津和１丁目４－４－104
債務者　前田　優子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２２３号
神戸市西区大津和２丁目９－７－308
債務者　藤川　　晃
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２２７号
神戸市西区岩岡町岩岡897－５
債務者　飯伏　生香
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２１９号
山口県下関市彦島山中町２丁目１番６号
債務者　平田　浩司
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２２７号
山口県下関市東大和町２丁目２番17－207号市営東大和改良住宅
債務者　川瀬　善政
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係